

大口町議会会派規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大口町議会（以下「議会」という。）の会派に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会派)

第2条 前条に規程する会派とは、議会における基本的な政策が一致する議員の団体であって、2人以上の所属議員を有し、次条の規定により届出のあったものをいう。ただし、議会運営委員会において協議のうえ、議長が認めたときはこの限りでない。

(会派結成届)

第3条 議員が会派を結成したときは、その代表者は会派結成届(様式第1号)を速やかに議長に届け出なければならない。ただし、一般選挙後、議長が選挙されるまでの間の会派結成届については、議会事務局長に提出するものとする。

(会派名称等変更届)

第4条 会派の名称、又は構成員を変更したときは、その代表者は会派名称等変更届(様式第2号)を速やかに議長に届け出なければならない。

(会派解散届)

第5条 会派を解散したときは、その代表者は会派解散届(様式第3号)を速やかに議長に届け出なければならない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則 (令和3年大口町議会訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

会派結成届

大口町議会議長 様

会派名

代表者氏名

下記のとおり会派を結成したので、大口町議一会派規程第 3 条の規定に基づき届け出ます。

記

会派の名称 (略称)	()
代表者氏名	
結成年月日	年 月 日
所属議員数	
所属議員氏名	

様式第 2 号（第 4 条関係）

